

「日本銀行員の心得」中一部改正

5 . ( 1 ) を横線のとおり改める。

( 1 ) 次に掲げる行為を行ってはならない。また、職務上の関係者に要求し、第三者に対してこれらの行為を行わせてはならない。

イ、職務上の関係者から供応接待を受けること。

ロ、職務上の関係者から未公開株式（証券取引法第 2 条第 1 6 項に定める証券取引所非上場、かつ、同法第 7 5 条第 1 項の店頭売買有価証券登録原簿に未登録の株式をいう。）を譲り受けること。（削除）

ハ、職務上の関係者から中元、歳暮、土産、就任祝、餞別、香典、供花等の贈答品その他の物品、不動産または金銭の贈与を受けること。

ニ、職務上の関係者から、または職務上の関係者の負担により、無償で物品または不動産の貸付を受けること（無償で提供される物品の使用を含む）。

ホ、職務上の関係者から金銭の貸付（業として行われる金銭の貸付にあつては、無利子のものまたは利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。

ヘ、職務上の関係者から、または職務上の関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。

ト、その他、日本銀行における地位や職務を利用して、職務上の関係者から、一般の顧客に比べて有利な条件での取扱いを受けること。

7. を横線のとおり改める。

7. 個人的利殖行為金融取引等

~~(1) 職務上知ることができた秘密を利用した個人的利殖行為は、厳に行うてはならない。~~

~~(2) 現担当職務と個人的利殖行為との間に直接的な関係がなくとも、過去の職歴や現在の職務上の立場等に照らし、世間から些かなりとも疑念を抱かれることが予想される場合には、そうした個人的利殖行為は慎まなければならない。~~

~~また、疑念を抱かれる利殖行為に該当するか否か判断し得ない場合は、あらかじめ所属長(所属長自身の場合はコンプライアンス会議の審議を経て総裁が役職員の中から定める者)に相談するものとする。~~

個人的に行う金融取引等については、別に定めるところによる。